

高額医療貸付
 出産貸付 借用証書

金 _____ 円也

上記金額を福井県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年規則第2号）を承知の上、次の条件により借用しました。

1. 貸付金の償還については、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が、福井県市町村職員共済組合から支給されるときに、当該支給される額により償還します。
2. 上記1の場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は福井県市町村職員共済組合理事長が別に指定する日までに償還します。
3. その他については、規則に定めるところに従います。

福井県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

所属所名

借受人 現住所

氏名

Ⓜ